

球磨村告示第29号

令和3年第7回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月25日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和3年9月2日

2 場 所 球磨村議会議場

---

○開会日に応招した議員

板崎 壽一君	東 純一君
犬童 勝則君	小川 俊治君
高澤 康成君	舟戸 治生君
嶽本 孝司君	多武 義治君
田代 利一君	松野 富雄君

---

9月7日に応招した議員

同 上

---

9月8日に応招した議員

〃

---

9月13日に応招した議員

〃

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第7回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和3年9月2日(木曜日)

場所 球磨村議会議場

---

議事日程(第1号)

令和3年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 報告第13号 令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第5 認定第1号 令和2年度球磨村一般会計決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 令和2年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 令和2年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第50号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第11 議案第51号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第52号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第53号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第54号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第15 議案第55号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第56号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 報告第13号 令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第5 認定第1号 令和2年度球磨村一般会計決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 令和2年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第7 認定第3号 令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 令和2年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第50号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第11 議案第51号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第52号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第53号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第54号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第15 議案第55号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第56号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

出席議員（10名）

1番 板崎 壽一君	2番 東 純一君
3番 犬童 勝則君	4番 小川 俊治君
5番 高澤 康成君	6番 舟戸 治生君
7番 嶽本 孝司君	8番 多武 義治君
9番 田代 利一君	10番 松野 富雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健	書記 山口 隆雄
---------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長 ----- 松谷 浩一君	副村長 ----- 門崎 博幸君
教育長 ----- 森 佳寛君	代表監査委員 ----- 日隠 啓一君
総務課長 ----- 永椎樹一郎君	復興推進課長 ----- 友尻 陽介君
税務住民課長 ----- 境目 昭博君	保健福祉課長 ----- 大岩 正明君
産業振興課長 ----- 犬童 和成君	建設課長 ----- 上薮 宏君

午前10時00分開会

○議長（多武 義治君） おはようございます。本日は、第7回定例会が招集されましたところ、全員ご出席です。ただいまから、令和3年第7回球磨村議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、まず、6月定例会以降の行事と諸般の報告をいたします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に替えさせていただきます。

続いて、6月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員小川俊治君にその報告をお願いします。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） おはようございます。

6月定例会議会以降の例月出納検査の結果について、ご報告を申し上げます。

令和3年5、6、7月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますので、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正、被疑の点は見受けられず、全て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますのでご覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、2番、東純一君、3番、犬童勝則君を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月2日から9月14日までの13日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月2日から9月14日までの13日間とすることに決定しました。

---

### 日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（多武 義治君） 次に、日程第3、一部事務組合の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。10番、松野富雄君。

○議員（10番 松野 富雄君） おはようございます。

令和3年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和3年8月27日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議席の指定では、五木村議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに選出された議員の議席が、五木村選出の田山淳士議員を22番、西村久徳議員を23番に指定され、併せて欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に2名が指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、22番、田山淳士議員、23番、西村久徳議員が指名されました。

日程第3、会期の決定では8月27日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4では、議会運営委員会委員の選任が行われ、同じく五木村議会議員の改選により欠員となっていた下球磨地区の委員の補充があり、20番、中村龍喜議員、（山江村）が選任、指名されました。

日程第5、行政報告では理事会代表理事から、令和3年3月の第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第6から日程第11までの提出案件は、一括議題として理事会代表理事から提案理由の説明を受け、続いて、日程第6から日程第8及び日程第11を執行部の補足説明を受けた後、承認、議案3件を一括して承認、議案ごとに質疑、採決を行い、承認第2号専決処分の承認を何うことについて、議案第8号人吉球磨広域行政組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号令和3年度人吉・球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）の3件を原案のとおり可決、決定しました。

次に、決算の認定関連の日程第9、認定第1号令和2年度人吉・球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第2号令和2年度人吉・球磨広域行政組合、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定についての2件を一括して、会計監理者の決算書の説明と代表監査委員の決算審査、意見書の報告を受けた後に日程を追加し、令和2年度決算特別委員会が設置され、決算の認定に2件の審議については委員会に付託されました。

決算特別委員会委員には、高瀬堅一議員（人吉市）、井上光浩議員（人吉市）、落合健治議員（多良木町）、椎葉ひろき議員（湯前町）、皆越てる子議員（あさぎり町）、吉田眞二議員（錦町）、田山淳士議員（五木村）、松野富雄議員（球磨村）の8名が指名され、第1回決算特別委員会を開催し、委員長に吉田眞二議員（錦町）、副委員長に高瀬堅一議員（人吉市）が互選され、第2回以降の委員会開催日程及び検査方法について審議され、決定しました。

次に、日程第11号、報告第1号令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計繰越明許費繰越決算書の報告についての質疑後、報告を終えた。

最後に、日程第12、委員会の閉会中の継続調査及び審査については、議会運営委員会及び令和2年度決算特別委員会から申出のあった委員会の閉会中の継続調査及び審査申出書は、各委員長の申出のとおり決定され、閉会しました。

以上、令和3年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告します。

○議長（多武 義治君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。3番、犬童勝則君。

○議員（3番 犬童 勝則君） おはようございます。

第3回人吉下球磨消防組合議会会議の報告をいたします。

令和3年8月24日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場におきまして、議員8名、執行部7名、職員9名、事務局1名、計24名で行いました。

会議の結果、日程第1、仮議席の指定。

日程第2、議長の選挙について、指名推薦により人吉市選出の池田芳隆議員が選出されました。

日程第3、副議長の選挙について、指名推薦により球磨村選出の犬童勝則議員が選出されました。

日程第4、議席の指定、1番から8番まで資料のとおりです。

日程第5、会期の決定、令和3年8月24日と決定いたしました。

日程第6、会議録署名議員の指名、1番、五木村選出の川邊正美議員、2番、相良村選出の永田博人議員を指名いたしました。

日程第7、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、原案とおりに承認いたしました。

日程第8、議案第2号令和3年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ651万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,289万7千円とするものといたしました。

日程第9、議案第3号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき、同意を求めることについて、東憲一監査委員の任期満了に伴い、新たに錦町出身の高瀬久敏を監査委員に選任することについて、全会一致で同意されました。

日程第10、議案第4号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき、同意を求めることについて、新たに人吉市出身の牛塚孝浩議員を監査委員に選任することについて、全会一致で同意されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（多武 義治君） これで、一部事務組合議会の報告を終わります。

それでは、これから議案の上程を行います。

---

#### **日程第4. 報告第13号 令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について**

○議長（多武 義治君） 日程第4、報告第13号令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを上程します。

本案件について、提出者の報告を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。

令和3年第7回球磨村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第7回定例会が開催されますことに、厚くご礼を申し上げます。

今回の定例会では、報告1件、認定5件、議案7件を上程させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、上程いただきました報告第13号令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由をご説明申し上げます。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政への健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

まず、赤字額がある場合の赤字の程度を表します実質赤字比率及び一般会計に特別会計を含めて算定する連結実質赤字比率につきましては、算定の結果、該当なしとなっております。

次に、公債費及び公債費に準ずるものの額が、財政規模に対してどの程度であるかを示す実質公債費比率につきましては5.2%となっており、昨年度からマイナス0.3%でありました。

村債残高のほか、一般会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた将来負担比率につきましては、該当なしとなっております。

また、公営企業会計の資金不足比率につきましては、本村の公営企業である簡易水道特別会計の資金不足はないことから、資金不足比率は該当なしとなっております。

以上の結果から、いずれの比率も早期健全化基準並びに経営健全化基準を下回っており、健全な財政運営がなされていることをご報告いたします。

○議長（多武 義治君） 説明が終わりましたので、本案件について質疑はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしとの発言があっており、ほかに質疑がありませんので、これで報告第13号についての報告を終わります。

日程第5. 認定第1号 令和2年度球磨村一般会計決算の認定について

日程第6. 認定第2号 令和2年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第7. 認定第3号 令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第8. 認定第4号 令和2年度球磨村介護保険特別会計決算の認定について

日程第9. 認定第5号 令和2年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第5、認定第1号令和2年度球磨村一般会計決算の認定についてから、日程第9、認定第5号令和2年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定については、令和2年度の一般会計及び特別会計の決算認定についての議案ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました認定第1号から認定第5号について、提案理由をご説明申し上げます。

これらの決算につきましては、令和3年7月12日付で監査委員に決算審査をお願いし、詳細に審査され、意見書を提出いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

各決算の数値は、千円単位で申し上げます。

まず、認定第1号令和2年度球磨村一般会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は84億6,029万2千円、歳出総額は77億7,726万2千円で、歳入歳出差引額6億8,303万円となっておりますが、翌年度へ繰越すべき財源を差し引きますと、実質収支額は2億3,253万2千円となります。

次に、認定第2号令和2年度球磨村国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は5億8,761万9千円、歳出総額は5億1,840万9千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は6,921万円となります。

次に、認定第3号令和2年度球磨村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は4,939万円、歳出総額は4,919万9千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は19万1千円となります。

次に、認定第4号令和2年度球磨村介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は6億8,980万7千円、歳出総額は6億3,434万9千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は5,545万8千円となります。

最後に、認定第5号令和2年度球磨村簡易水道特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額は2億2,162万8千円、歳出総額は2億167万2千円で、歳入歳出差引額1,995万6千円となっておりますが、このうち、翌年度へ繰越すべき財源を差し引きますと、



実質収支額は1,941万7千円となります。

一般会計並びに各特別会計の内容につきましては、各決算書及び決算審査意見書をご参照いただきたいと存じます。

なお、決算審査意見書においてご指摘いただいております各事項につきましては、今後、是正に努力していく所存でございます。

ご審議の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多武 義治君） ここで、令和2年度球磨村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の結果についての報告を求めます。球磨村代表監査委員、日隠啓一君。

○代表監査委員（日隠 啓一君） おはようございます。

ただいま、議長から報告を求められました令和2年度球磨村一般会計及び特別会計の決算審査の結果をご報告申し上げます。

今回の決算審査の対象としましては、令和2年度球磨村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、決算事項別掲載明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書、併せまして、財政の健全化判断比率、資金収支比率及び当該比率の算定基礎となった事項を対象としたところでございます。

審査は、役場会議室において令和3年7月19日から7月29日までの6日間にわたり実施しました。

審査の方法は、監査基準によるほか、決算書、その他関係諸帳簿、諸書類に基づく係数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、各課から提出があった事業成果等の資料及び決算の数値について関係職員からの説明を聞き、財政運営は適正であったかどうかを審査いたしました。

全般的な審査の結果として、違法な点は見受けられず、決算計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行、収入、支出事務の処理及び財産管理につきましても、適正であることを確認いたしました。

審査意見につきましては、決算審査意見書の中にも述べているとおりですが、決算の概要、併せて審査意見についてご報告をさせていただきます。

まず、令和2年度の一般会計歳入決算額は84億6,029万1千円でありました。歳入の財源構成上から見た自主財源と依存財源の構成比は、村税等からなる自主財源が14.2%、国・県支出金等の依存財源は85.8%で、前年度と比較すると災害関連により下がっている状況です。

収入明細額は2,716万2千円で、昨年度から556万9千円増加しており、これは、新型

コロナ感染拡大と昨年7月発生した豪雨災害が原因と考えられます。

一方で、村税以外の収入負債額は減少しているものの、わずかではありますが、新たな収入負債額が発生をしております。

財政基盤の強化を図るためには、自主財源の確保が重要であり、村税等については、負担の公平性、公正性の観点からも、引き続き、確実な収納事務に取り組まれることを望むところであります。

今後においても、納税者の公平性の観点から、善良な納税者の納税意欲を失しないよう納税に対する理解を深めるとともに、滞納者、滞納額の減少に努め、今後さらに増加しないよう徴収の徹底、そして、全庁的な認識と理解、危機感を持って万全の措置を取られ、引き続き、不納決算が生じることがないように、その解消に取り組まれることを切望いたします。

歳出決算額は、前年度に比べますと約34億9,973万4千円の増加、率にして約82%の上昇となっております。これは、昨年7月の災害豪雨に関連する災害復旧事業費、災害廃棄物処理に係る事業費が大幅に増加したことが要因となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額は、6億8,302万9千円で、翌年度に繰り越すべき財源4億5,049万7千円を差し引いた実質収支額は、2億3,253万2千円を翌年度に繰り越されております。

繰越明許費は、農林業施設や河川及び道路、情報通信施設の災害復旧に係る予算、災害廃棄物処理費、新型コロナウイルス感染対策事業費などの全33事業で、翌年度繰越額は67億5,620万5千円となっております。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計では、歳入総額5億8,761万8千円、歳出総額5億1,840万8千円、実質収支額6,920万9千円で翌年度に繰り越されておりますが、収入明細額が1,634万1千円となっており、村税等と同様、徴収努力されることを願います。

次に、後期高齢者医療特別会計では、歳入総額4,939万円、歳出総額4,919万9千円、実質収支19万1千円で翌年度に繰り越されております。

次に、介護保険特別会計では、歳入総額6億8,980万7千円、歳出総額6億3,434万9千円、実質収支額5,545万7千円で翌年度に繰り越されておりますが、収入明細額が284万7千円となっており、今後、増加することがないように、さらなる徴収に努力されることを願います。

簡易水道特別会計では、歳入総額2億2,162万7千円、歳出総額2億167万2千円で、翌年度に繰り越すべき財源53万8千円を差し引いた実質収支額は、1,941万7千円で翌年度に繰り越されております。

以上のとおり、全ての特別会計についても、黒字を持って繰り越されておりますが、今後、財政面も厳しさを増すと思われますので、なお一層経費の節減を図り、健全な経営に努めていただきたいと思ひます。

次に、財産に関する調書につきましては、公有財産、有価証券出資による権利、債権等は、会計管理者及び各課保管の台帳において整理されておりました。

なお、財産台帳の整備につきましては、早急な整備完了をお願いするところであります。

次に、基金運用でございますが、その管理については、適正かつ効率的になされていることを認めました。

基金の運用は、今後とも、その目的に沿って長期的な財政計画の下で、より効率的な運用に努めていただきたいと思ひます。

次に、財政運営を総合的に判断する財政関係指数を見ますと、財政運営の健全性を示す指標である実質収支比率は10.7%で、前年度から3.3%上昇しております。

財政力指数は、0.15、財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率の経常収支比率は82.7%で、昨年度から0.5ポイント下降しております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政健全化比率の指標及び資本不足比率を審査した結果、全ての指標が健全化基準内に入っており、審査の結果、良好であると認められました。

以上のとおり、一般会計及び特別会計の財政運営についても、全般的に違法、不当な歳入、歳出はなく、総合的に見て適正であったことを認めます。

現在、本村の財政状況は健全な状態にあるとはいえ、新型コロナウイルス感染症も拡大傾向にあり、経済の動向も不透明な中、自主財源の乏しい本村にとっては厳しい状況となっております。

さらに、令和2年7月豪雨災害により、復旧・復興に係る経費も莫大になるものと予想されます。その中においても被災された村民の方々の安定した生活が一日も早く確立されますよう、その対策を強く望むものであります。

終わりに、今後も健全で安定的な財政運営の推進のため、行財政改革の推進を着実に実行されるとともに、限られた財源を選択と集中で有効活用し、復旧・復興とともに魅力と活力ある持続可能な地域社会の実現に向けて取り組まれることを期待して、決算審査の意見といたします。

以上、報告を終わります。

**○議長（多武 義治君）** ただいま、球磨村代表監査委員、日隠啓一君より、令和2年度球磨村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の結果等を詳しくご報告いただきました。日隠健一君におかれましては、大変お疲れさまでした。ここで、退席されても構いません。

お諮りします。本件については、会議規則第39条第1項の規定により、全議員10名を委員

とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。したがって、本件については全議員10名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

---

#### 日程第10. 議案第50号 球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第10、議案第50号球磨村過疎地域持続的発展計画の策定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第50号球磨村過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

過疎法につきましては、過疎地域の財政上の支援措置のため制定された法律として、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法で制定されて以来、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年に過疎地域活性化特別措置法、平成12年に過疎地域自立促進特別措置法として延長を重ね施行されてきました。

今回、延長されていた過疎法の期限が令和3年3月までとなっていたことから、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定されました。これにより、新過疎法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用するため、令和3年度から令和7年度までの5年間の期限とする球磨村過疎地域持続的発展計画を策定しました。

本計画は、あらかじめ県知事との協議を終えておりますが、過疎法第8条の規定に基づき議会の議決を得る必要があります。議決を頂きますと、直ちに公表するとともに、主務大臣に提出することとなっております。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第11. 議案第51号 球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第11、議案第51号球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを上程します。

本案件についての提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第51号球磨村議会議員及び球磨村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の制定は、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布されたことに伴う条例制定でございます。

公職選挙法の一部を改正する法律は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の対象を、市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、ビラ頒布を解禁するとともに公営対象拡大に伴う措置として、供託金制度を導入することを目的として改正されました。

この改正に伴い球磨村議会議員及び球磨村長選挙における選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成について、国の基準に準じた公費負担の対象とするため、条例を制定するものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第12．議案第52号 球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（多武 義治君） 次に、日程第12、議案第52号球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第52号球磨村手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの再交付に係る手数料を徴収できるとされたため、球磨村手数料条例からこれに該当する項目を削除する改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第13．議案第53号 球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

て

○議長（多武 義治君） 次に、日程第13、議案第53号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第53号球磨村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免、支援措置を1年延長し、令和4年3月31日まで納期限が設定されている

令和3年度の保険税も対象とする改正でございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

**日程第14．議案第54号 令和3年度球磨村一般会計補正予算について**

**日程第15．議案第55号 令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について**

**日程第16．議案第56号 令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について**

○議長（多武 義治君） 最後に、日程第14、議案第54号令和3年度球磨村一般会計補正予算についてから、日程第16、議案第56号令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてまでは、令和3年度の一般会計及び特別会計の補正予算でありますので、3議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第54号令和3年度球磨村一般会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出においては、ふるさと応援寄付金の実績が7月末時点で、当初の予算額の3,000万円を上回り、年末にかけても寄付が見込まれることから、予算書12ページのふるさと応援基金積立金を補正するとともに、関係経費も増額しております。

同じく、12ページの土地購入費及び補償費は、総合運動公園遊具広場に隣接する山林を購入し、遊具広場一帯を令和2年7月豪雨災害の被災者のための災害公営住宅を建設することとしております。なお、災害公営住宅は、民間事業者が建設する住宅を村が買い取る方式で進め、村の歳出は完成した住宅の買い取り時に生じることから、5ページの第2表にお示ししているとおり、債務負担行為を設定いたします。

13ページの小規模住宅地区改良事業計画策定業務委託料は、神瀬地区での生活再建を望まれる被災者支援のため、国庫補助金を活用して木屋角地区周辺の宅地かさ上げ後に同地区の住環境を整備するための調査事業の計画策定を行います。

会議室等、コンテナ借り上げ料は、神瀬地区住民のよりどころであった神瀬多目的集会施設の代替えとして、神瀬久保鶴団地跡にコンテナハウスを設置することとしております。なお、設置費用については、衆議院議員選挙の第5投票所としても活用することから、衆議院議員選挙費から支出いたします。

村有施設解体撤去工事は、現在進めております村有施設の解体費用が単価の上昇により予算が不足すること並びに神瀬福祉センター「たかおと」の解体費用を計上することから増額しております。

14ページの共同給水施設整備事業費補助金は、大岩、日当、永椎、四蔵地区の安心、安全な

水の確保を目的として、大岩地区においてボーリング調査を実施し、配水管を布設する事業に対しての補助を行います。なお、財源として水資源活用基金を活用いたします。

強い農業担い手づくり総合支援交付金は、令和2年7月豪雨災害で被災した農業者が再度営農するために必要な資器材等の購入費の9割を補助いたします。

15ページの森林環境費の各予算では、今後の山林管理について山林所有者の意向調査を取りまとめ、現在の村内の山林の状況を照らし、適正な山林管理ができるよう検討してまいります。なお、財源として森林環境譲与税及び森林環境整備基金繰入金を活用いたします。

16ページの会計年度任用職員に係る人件費は、スクールバス運転手の雇用に対して実績に合わせて補正するとともに、17ページの地域人権、教育指導員に係る人件費は県の補助金を活用し、新たに採用する予定であり、村内の人権教育の推進を図ることとしております。

歳入においては、国・県支出金を事業費や交付決定額に合わせて補正するとともに、令和3年度の臨時財政対策債発行可能額が決定したことから、6ページの第3表にお示ししているとおり、詳細の補正を行っております。

また、村有施設解体撤去工事の一般財源が1億円を超えることから、財源として財政調整基金からの繰入れを行います。一般財源として普通交付税及び繰越金を追加しております。

このようなことから、今回の補正予算は4億3,516万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ68億6,119万8千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第55号令和3年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出においては、地域支援事業について、地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメント業務に従事する主任介護支援専門員を雇用するための会計年度任用職員報酬を計上しております。また、令和2年度の介護給付費及び地域支援事業費が確定したことに伴い、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費及び地域支援事業費交付金の返還が発生するため、償還金を計上しております。歳入においては、一般財源として繰越金を追加しております。

このようなことから、650万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億6,150万3千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第56号令和3年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてでございますが、歳出においては、令和2年7月豪雨災害で被災した球磨橋配管の復旧工事に係る仮設足場費用として災害復旧費の補正を行っております。

また、国道219号線島田地区改良工事に伴う配管切り回し工事に係る維持管理費について補正を行っております。

歳入においては、歳出の維持管理費及び災害復旧費分を繰越金に求めるため、繰越金の補正を

行っております。

このようなことから、今回は500万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8,150万円とする予算を編成したところでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（多武 義治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（多武 義治君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

次の本会議は、9月7日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前10時48分散会

---